

## 第2章 多文化共生を取り巻く現状と課題

### 1 本市の外国人の現状

#### (1) 人口の推移

2022（令和4）年度末現在における本市の外国人人口は9,192人で、総人口195,958人に占める割合は4.69%です。

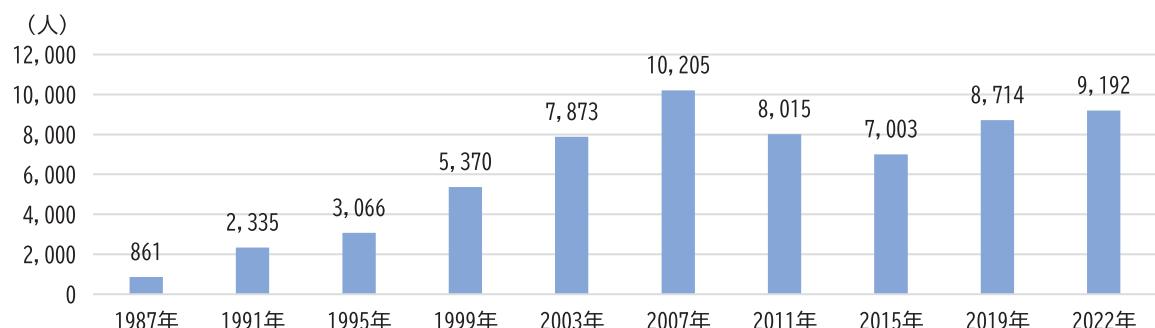
過去に遡ると、1989（平成元）年度末の外国人人口は1,183人、総人口174,334人に占める割合は0.68%であったのが、その後の入管法の改正などにより、外国人人口は飛躍的に増加しました。

外国人人口が最高値に達したのは、2007（平成19）年度末の10,205人で、同年度末は総人口に占める外国人人口の割合が5%を超えました。

2009（平成21）年度からは、リーマンショックの影響で減少を続け、2014（平成26）年度末には6,921人まで減少しましたが、その後度から再度増加に転じ、2022（令和4）年度末の外国人人口は、リーマンショック以降、最高値を示しています。

図表1 外国人人口の推移

※各年度末



図表2 総人口に占める外国人人口割合の推移

※各年度末



## (2) 国籍別人口の推移

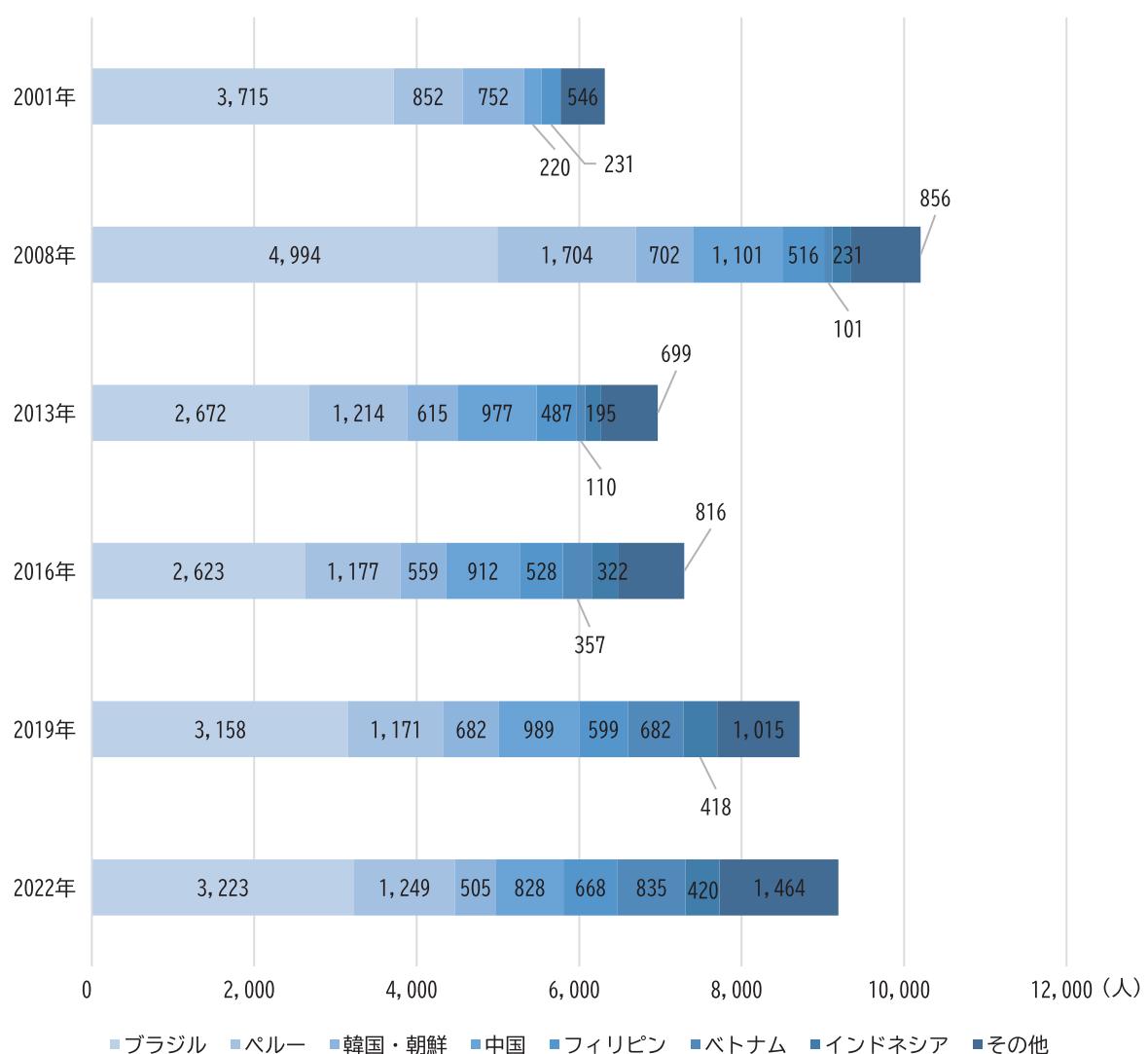
1990（平成2）年の入管法改正以降、ブラジル、ペルーを中心に外国人人口が増加し、ピークとなった2001（平成13）年度末の国籍別割合は両国籍で約72%を占めていました。

しかし、2009（平成21）年度及び2018（平成30）年度の入管法改正で、在留資格に「技能実習※」及び「特定技能」が加わったことに伴い、ベトナム、インドネシアなどの国籍が増加しました。

のことにより、2023（令和5）年3月末現在の国籍別割合は、ブラジル、ペルーの割合の合計が約49%になっており、本市における外国人の国籍別人口の内訳は、ここ20年で大きく変化しました。

図表3 外国人の国籍別人口の推移

※各年度末

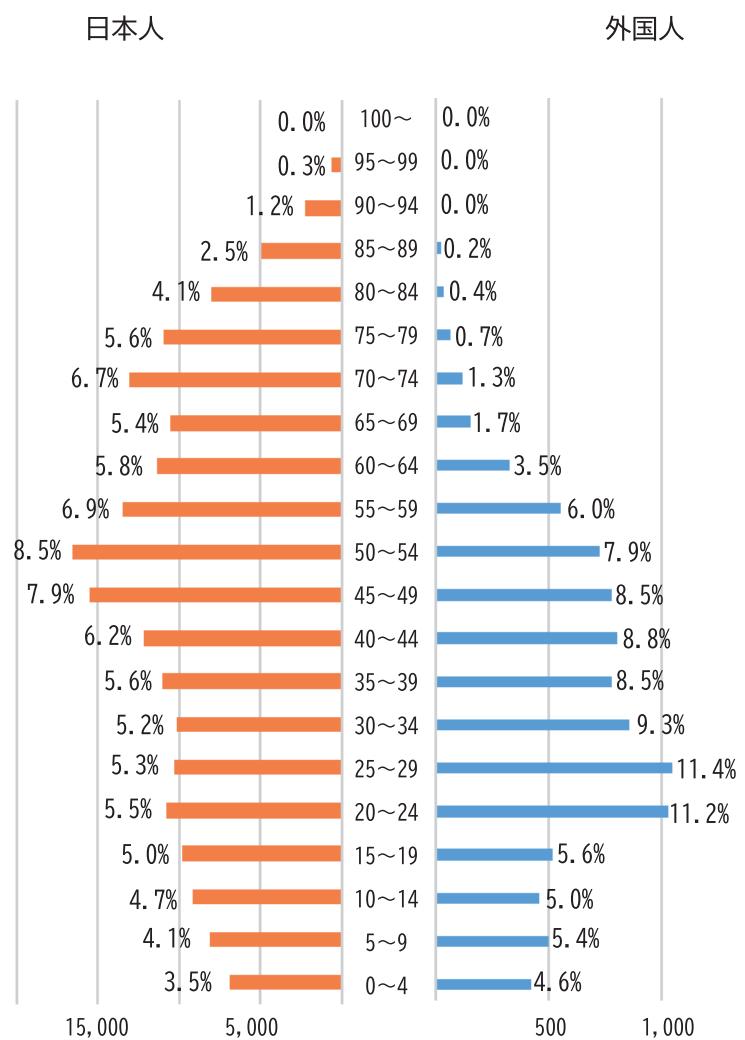


### (3) 年齢別人口の推移

本市の外国人及び日本人それぞれの年齢別人口の分布（2023（令和5）年3月末時点）を見てみると、日本人の高齢化が進む一方で、外国人の年齢別人口の割合は、15歳から64歳までの生産年齢人口の合計が外国人人口の80.7%を占めており、日本人の生産年齢人口の割合（61.9%）と比較すると高い値を示しています。

その反面、外国人の65歳以上の割合は、2019（平成31）年3月末時点では4.0%であったものの、2023（令和5）年3月末時点で4.3%を示すなど、ここ数年で上昇傾向にあり、外国人においても高齢化が徐々に進んでいることが分かります。

図表4 日本人及び外国人の年齢別人口（2023（令和5）年3月末現在）

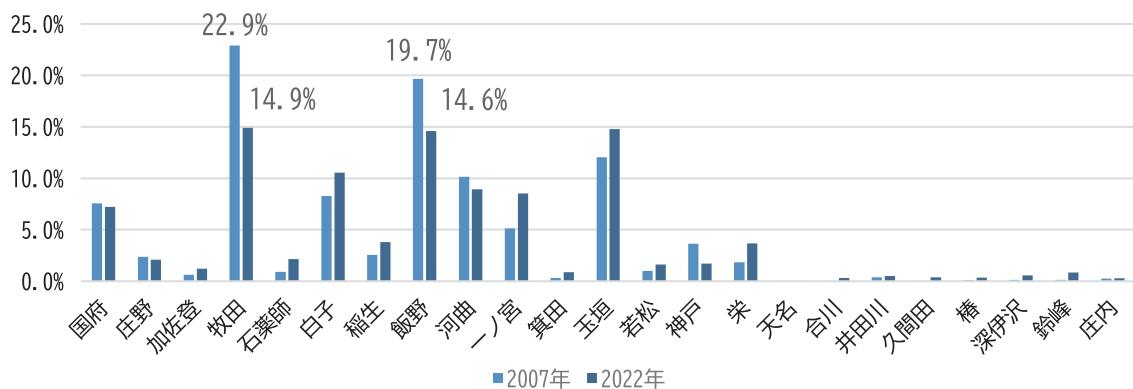


#### (4) 地区別人口の推移

本市における外国人の地区別人口の割合は、2008（平成20）年3月末には、牧田地区で22.9%、飯野地区で19.7%と高い数値を示していたものの、2023（令和5）年3月末には牧田地区で14.9%、飯野地区で14.6%であり、両地区ともに割合が低下し、居住地区が分散傾向にあることが分かります。

図表5 外国人の地区別人口の割合

※各年度末

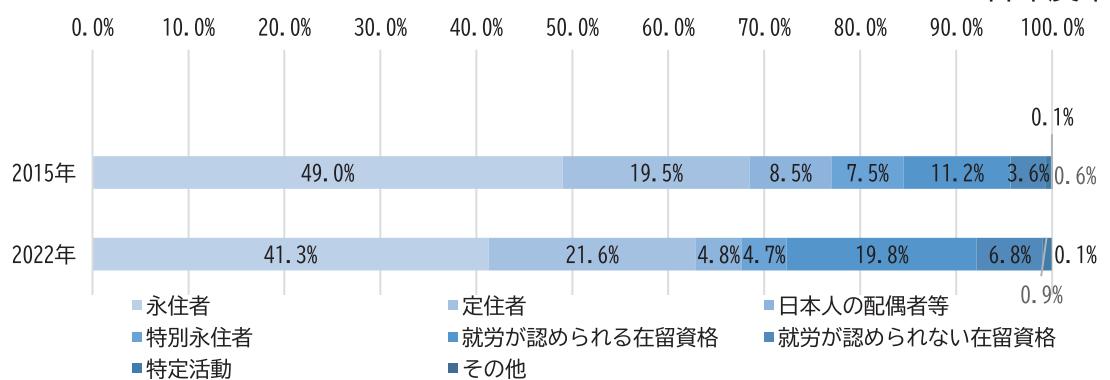


#### (5) 在留資格別人口の推移

2015（平成27）年12月末には、外国人の在留資格別人口の約半数を「永住者」が占めていましたが、2023（令和5）年3月末には41.3%とその割合は低下しています。その要因としては、在留資格に「技能実習」及び「特定技能」等が創設されたことを挙げることができます。

図表6 在留資格別人口の割合

※各年度末



本計画策定の基礎資料とするため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

### (1) アンケート調査の概要

- ア アンケート名称  
鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート
- イ 調査地域  
鈴鹿市全域
- ウ 調査対象  
市内に住民票のある 18 歳以上の男女
- エ 調査期間  
2022（令和4）年 9 月末から 10 月末まで
- オ 発送者数  
4,000 人（外国人 2,000 人、日本人 2,000 人）
- カ 抽出方法  
住民基本台帳から無作為抽出
- キ 回答方法  
Google フォーム又は郵送（返信用封筒あり）のいずれか
- ク 外国人向けアンケートの言語  
やさしい日本語※、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語  
※国籍に応じていずれかの言語のアンケートを発送
- ケ 質問項目数  
外国人 41 項目、日本人 19 項目  
※外国人と日本人のアンケート内容は異なります。

### (2) アンケート回収結果

- ア 外国人  
回収率 21.2% (424 人／2,000 人)
- イ 日本人  
回収率 41.7% (834 人／2,000 人)
- ウ 合計  
回収率 31.5% (1,258 人／4,000 人)

### (3) 調査結果

#### ア 外国人の回答から見える状況

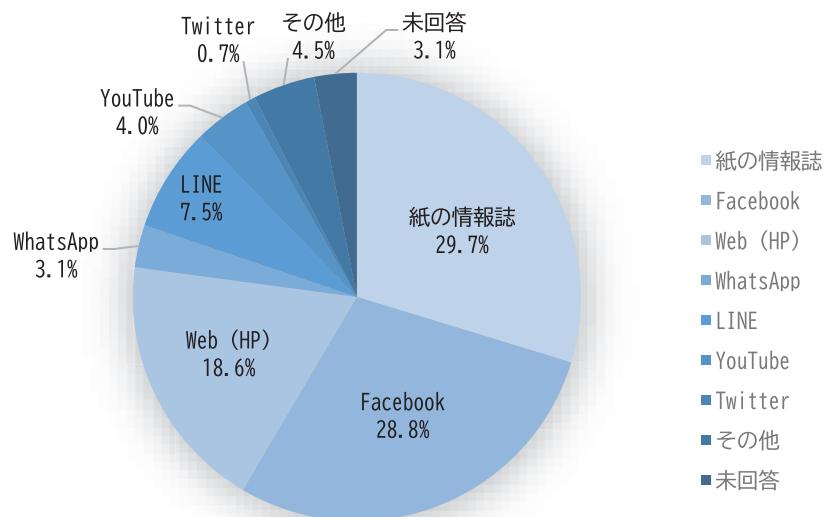
(ア) 外国人の情報の取得手段としては、アンケート回答者数424人のうち、「同じ国籍の人から聞く」が34.0%と最も高くなっています。紙媒体やインターネットを介して取得するとの回答数を上回っています。

図表7 情報の取得手段 ※複数回答あり n=424人



(イ) 情報の取得媒体については、「紙の情報誌」と回答した人は29.7%と最も高い値となっており、次いで「Facebook」(28.8%)、「Web(ホームページ)」(18.6%)の順になっています。

図表8 情報の取得媒体



(ウ) 取得したい情報については、「生活に役立つ情報」が 80.7%、「給付金等の情報」が 71.5%、「災害・避難情報」が 59.7%と、いずれもが高い値となっており、外国人に対しても、日本人と同様に生活に密着した行政情報の発信が不可欠となっています。

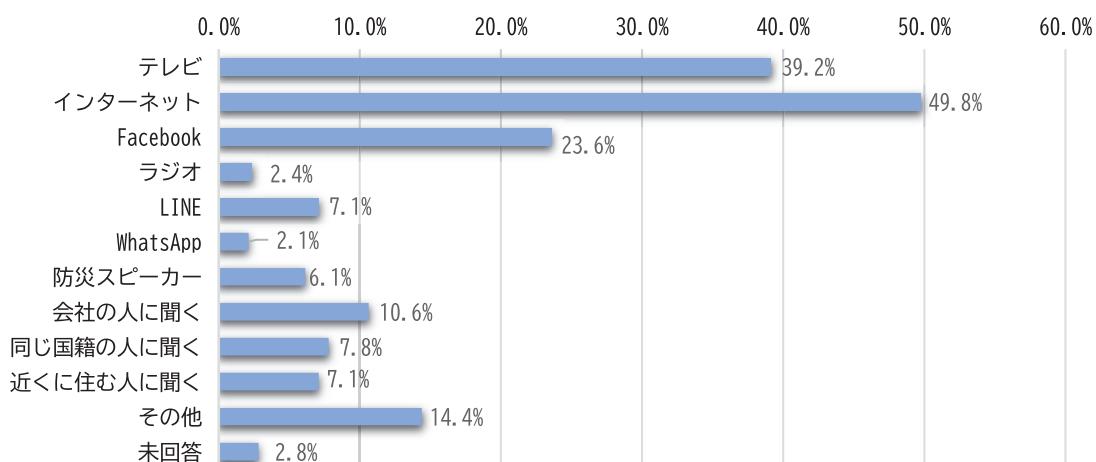
図表9 取得したい情報 ※複数回答あり n = 424人



(エ) 災害時の情報取得手段として、「インターネット」を利用した情報取得が 49.8%と最も高い値となっています。

また、「Facebook」や「LINE」、「WhatsApp」などの SNS に関する回答を比較すると、「Facebook」が 23.6%と高い値を示しており、外国人への情報発信において、一定の効果があると考えることができます。

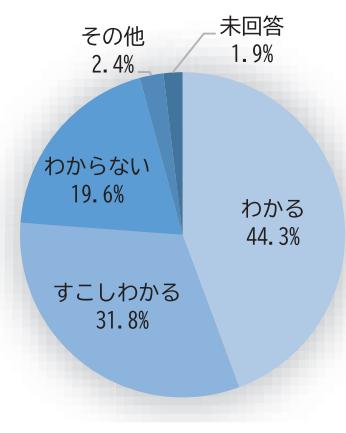
図表10 災害時の情報取得手段 ※複数回答あり n = 424人



(才) 市役所からの書類の理解度については、44.3%が「わかる」とし、「すこしわかる」と回答した31.8%を加えると、回答者の約7割が市役所からの書類について、一定程度理解していることが分かります。

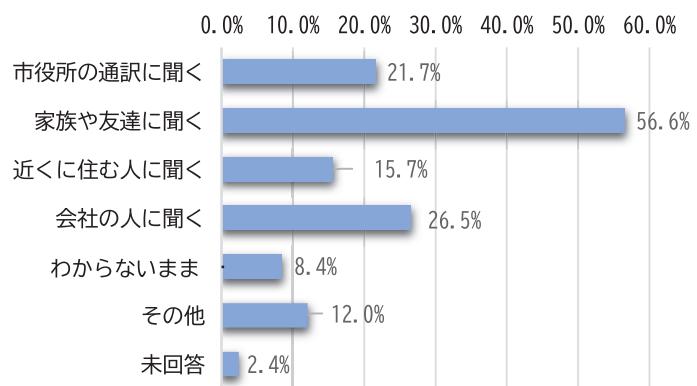
一方、この質問に対して「わからない」と回答した人は全体の2割となっており、このような人は、「家族や友達に聞く（56.6%）」、「会社の人に聞く（26.5%）」、「市役所の通訳に聞く（21.7%）」と回答しています。

図表11 市役所からの書類の理解度



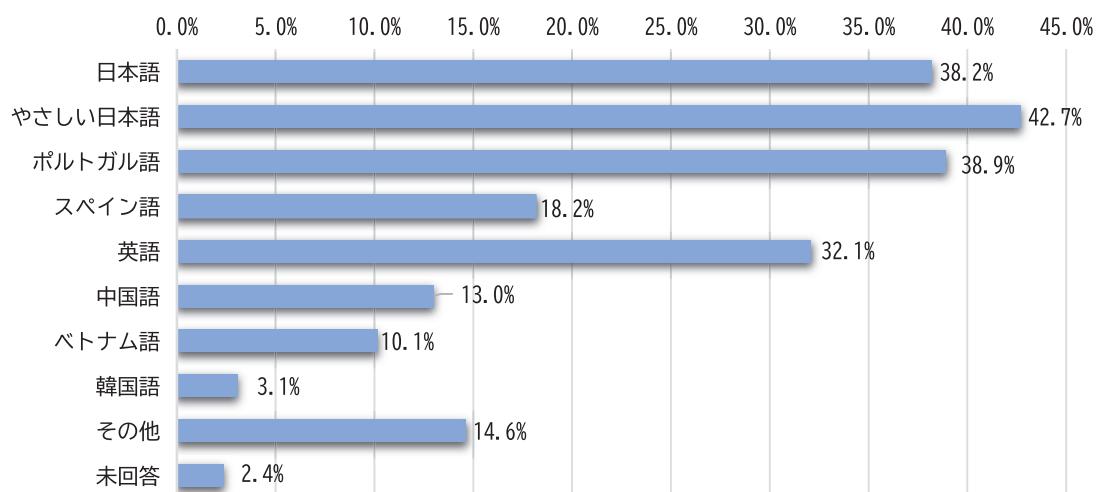
図表12 「わからない」と誰に聞くか

※複数回答 n=83人



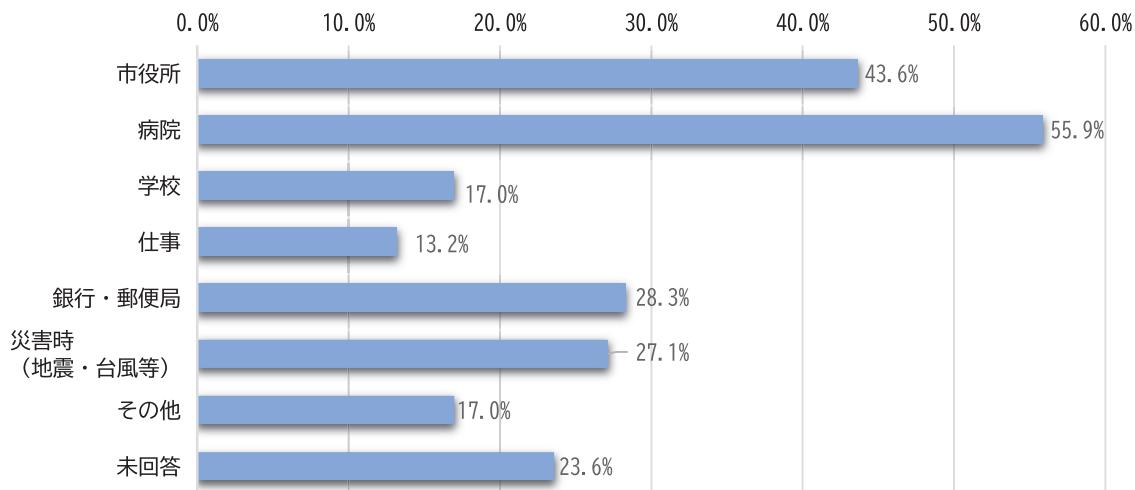
(力) 理解が可能な言語については、それぞれの母語※に加えて、「やさしい日本語」と回答した人が42.7%と最も高い数値を示しており、「やさしい日本語」の活用は、今後の多国籍化への対応に有効と考えることができます。

図表13 理解が可能な言語 ※複数回答あり n=424人



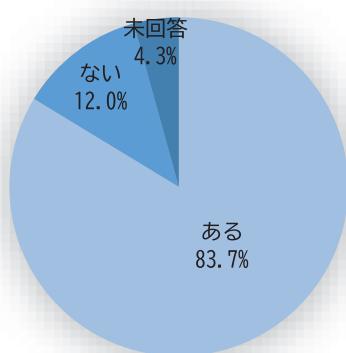
(キ) 通訳が必要な場面について、「病院」と回答した人の割合は 55.9%と最も高い値を示しており、次いで、「市役所」と回答した人の割合が 43.6%なっています。この結果から、病院等での医療通訳及び市の窓口での安定した多言語対応に高い需要があることが分ります。

図表14 通訳が必要な場面 ※複数回答あり n = 424人

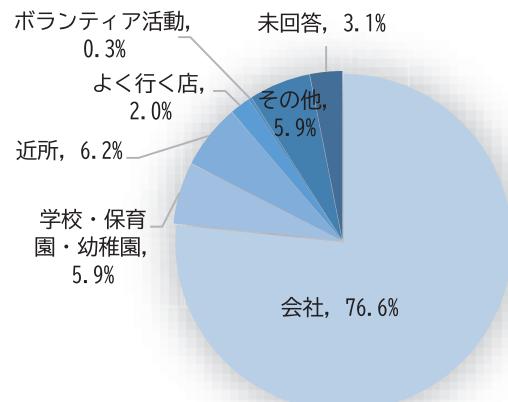


(ク) 日頃の日本人との会話の有無について、「ある」と回答した人の割合は 83.7%と高い値を示しています。このような人の日本人と会話する場面としては、「ある」と回答した人のうち、「会社」と回答した人が 76.6%と突出して高い値を示している一方で、「学校・保育園・幼稚園」や「近所」などは1割にも満たない値となっています。

図表15 日頃の日本人との会話の有無

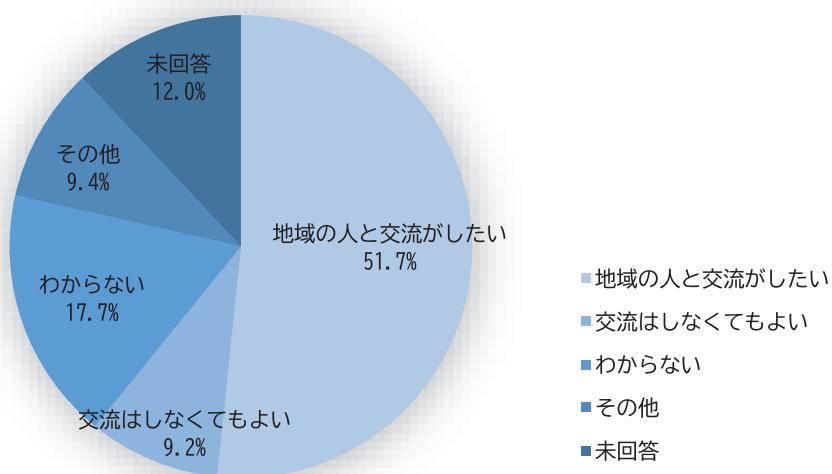


図表16 日本人と会話する場面



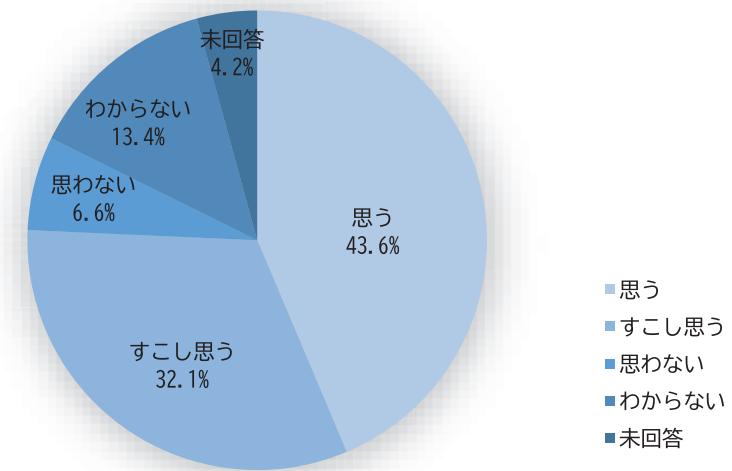
(ヶ) 日本人との交流については、「地域の人と交流がしたい」と回答した人の割合は51.7%となっており、多くの外国人が地域において日本人との交流に前向きな考えを持っていることが分かります。

図表17 日本人との交流に対する意向



(コ) 外国人の「多文化共生社会の実現」に対する認知度としては、鈴鹿市は「多文化共生社会」になっているかとの質問に対し、「思う」あるいは「すこし思う」と肯定的な回答をした人が回答者全体の約7割となっています。

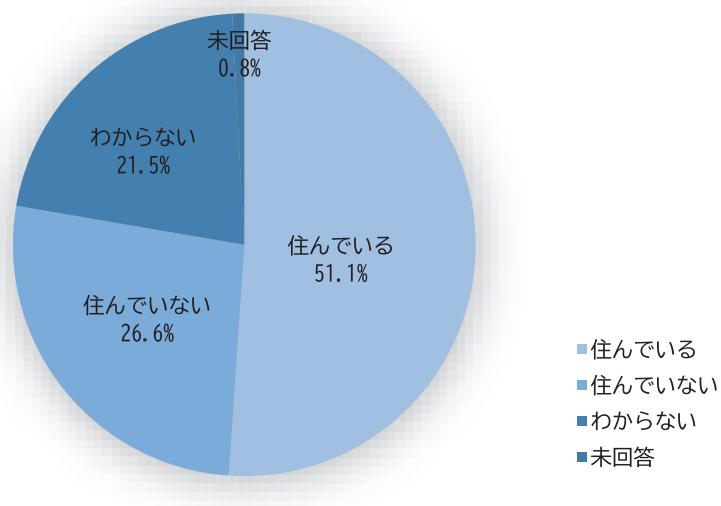
図表18 鈴鹿市は『多文化共生社会』になっているか



## イ 日本人の回答から見える現状

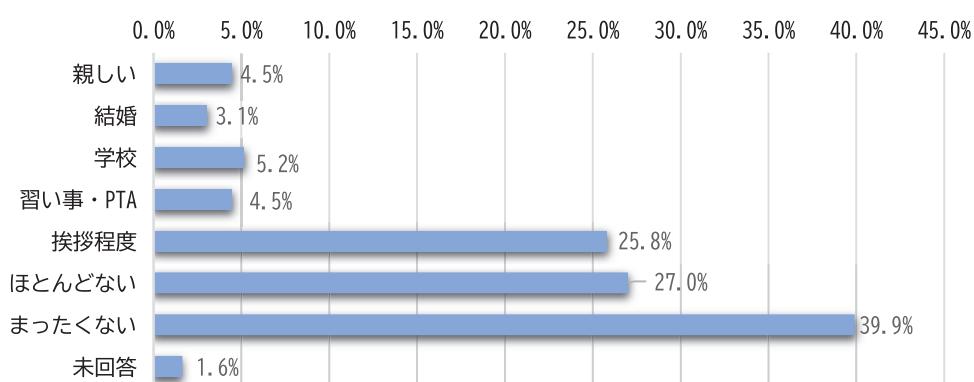
(ア) アンケート調査の回答者の約半数において「近くに外国人が住んでいる」との結果になっていますが、そのうち外国人との関わりとしては、「ほとんどない」(27.0%)、「まったくない」(39.9%)とする回答が高い値を示しており、外国人との関係の希薄さが浮き彫りとなっています。

図表 19 あなたの近くに外国人は住んでいますか



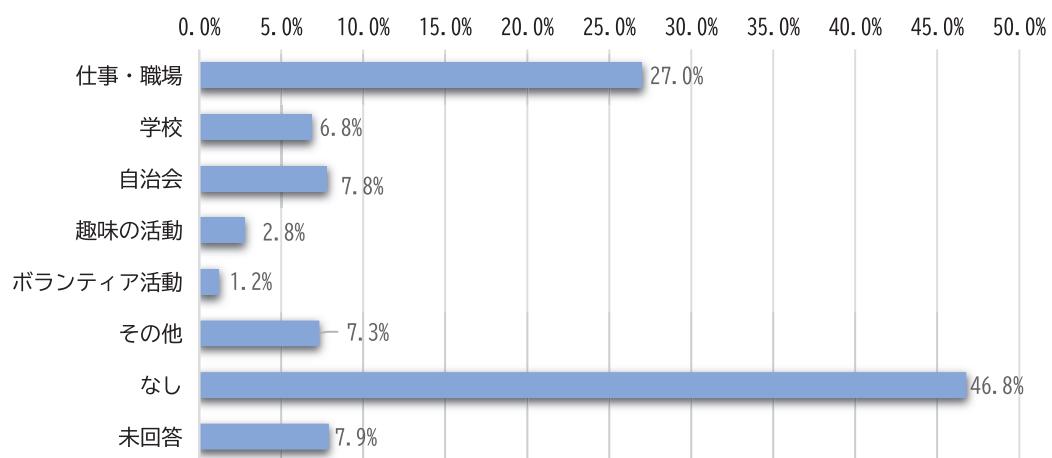
図表 20 近隣の外国人とのつきあいはありますか

※複数回答あり n = 426 人



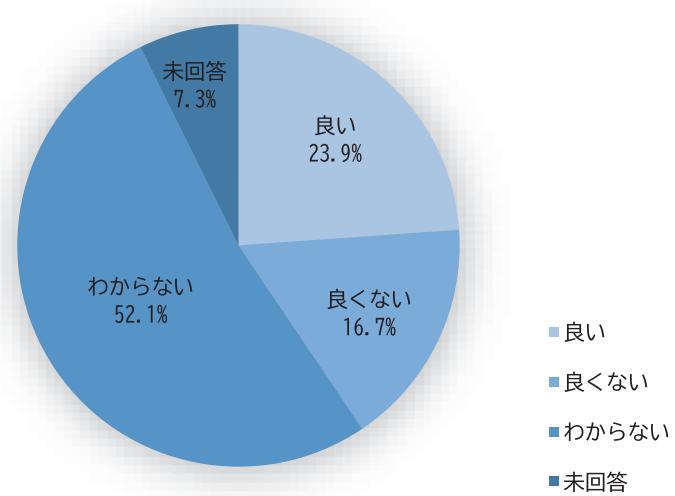
(イ) 日本人が外国人と接する機会については、回答者のうち、「仕事・職場」(27.0%) が最も高く、自治会等の地域において接する機会は1割にも満たない結果となっています。

図表 21 外国人と接する機会 ※複数回答あり n = 834 人



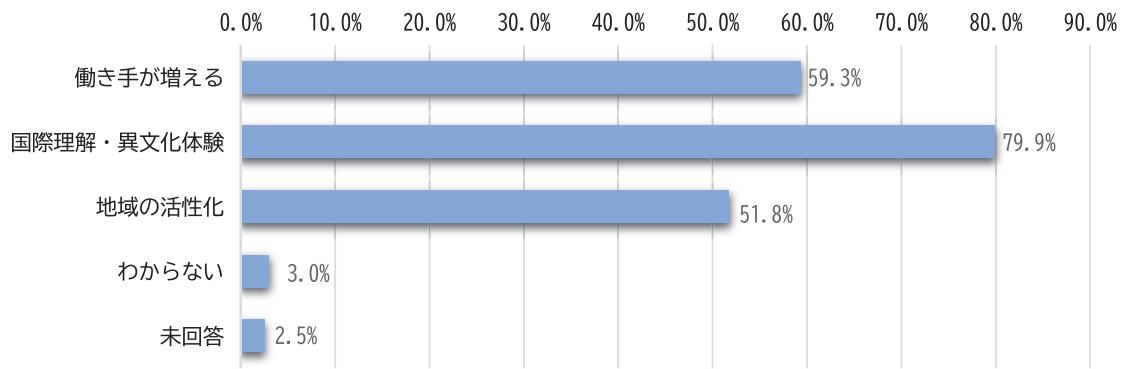
(ウ) 本市において外国人が増えることに対し、「良い」(23.9%) と回答した人が「良くない」(16.7%) と回答した人を若干上回ったものの、回答の半数以上が「わからない」(52.1%) と回答しており、日本人の多文化共生に対する実感や認識が希薄であることが分かります。

図表 22 外国人が増えることを良いと思いますか



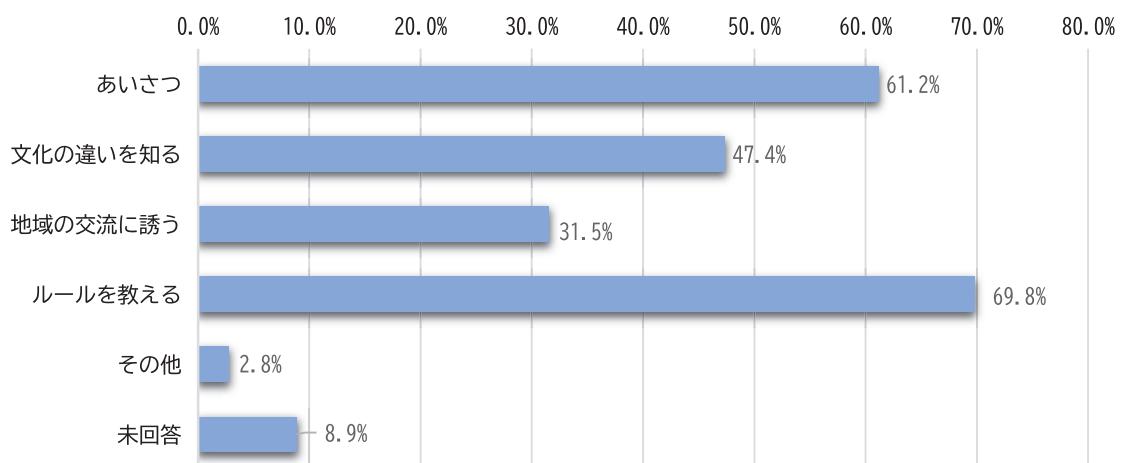
一方、外国人が増えることに対し「良い」と回答した人は、「国際理解・異文化体験の機会が増える（79.9%）」、「働き手が増える（59.3%）」、「地域の活性化につながる（51.8%）」といったことを理由として回答しています。

図表23 外国人が増えることで良くなること  
※複数回答あり n = 199人



(工) 日本人が外国人との相互理解において必要なこととして、「生活のルールを教える」との回答が 69.8%と最も高い割合を占めており、共に地域社会で暮らしていく上で、外国人の日本や地域のルールに対する認識が重要であることが分かります。

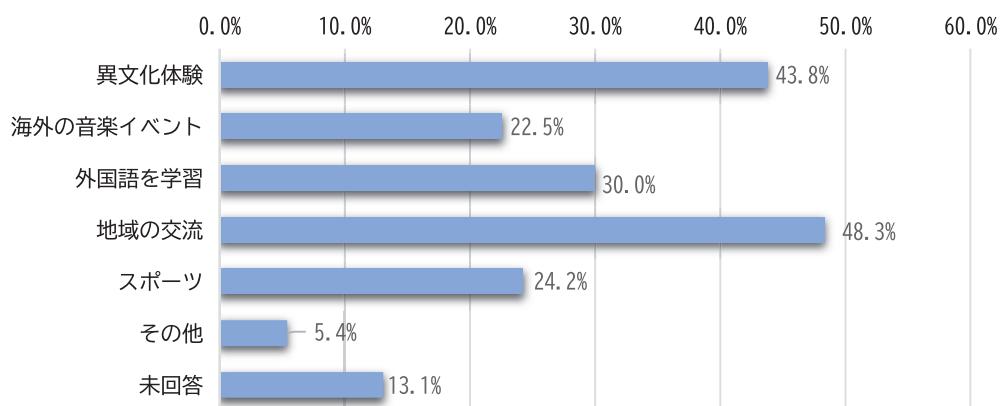
図表 24 外国人との相互理解のために地域で必要なこと  
※複数回答あり n = 834 人



(才) 外国人との相互理解を深める機会としては、「地域の交流(自治会活動等)」が48.3%と非常に高い値を示しており、日本人が外国人との「地域の交流」を重要視していることが分ります。

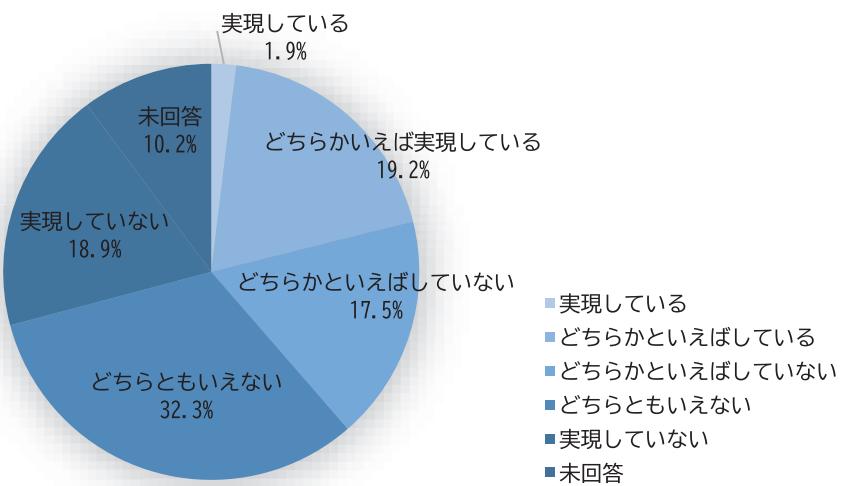
図表25 外国人との相互理解を深める機会

※複数回答あり n=834人



(力) 日本人の「多文化共生社会の実現」に対する認知度は、回答者のうち肯定的な意見(「実現している」、「どちらかといえば実現している」の合計)は約21.1%であり、同様の質問に対する外国人の回答結果のうち、肯定的な回答をした人が回答者全体の約7割を示していたのに対し、これを大きく下回っています。

図表26 多文化共生は実現しているか



2011（平成23）年3月に策定した指針では、「互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、「コミュニケーション支援」、「生活支援」及び「多文化共生の地域づくり」、これら3つを施策の柱として掲げ、多文化共生の推進に取り組みました。

これまでの主な取組の内容は次のとおりです。

### (1) 多文化共生社会の実現に向けた取組

#### ア コミュニケーション支援

<b>■ 的確な情報提供の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語による広報誌「マンスリーすずか」の発行（鈴鹿国際交流協会）</li> <li>・高機能消防指令システムの外国語応答機能を活用した外国人市民からの通報への対応</li> </ul>
<b>■ 情報伝達網の構築と活用の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ及びFacebookにおける多言語ページ「Amigo Suzuka」※の開設（2020（令和2）年10月から）</li> <li>・外国人市民向け多言語電子広報「City Guide Amigo Suzuka」※の配信（2023（令和5）年4月から）</li> </ul>
<b>■ わかりやすい情報提供の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内全体での外国人市民宛ての案内文書、各種申請及び届出等に係る書類の多言語化</li> </ul>
<b>■ 社会制度、文化や習慣を理解するための環境づくり</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語による『不法投棄禁止看板』及び『ごみ集積所看板』の作成・配布</li> <li>・『ごみ収集カレンダー』及び『家庭ごみの分け方・出し方』の多言語化</li> </ul>
<b>■ 相談体制の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での相談対応時における「三者通訳タブレット」の活用</li> <li>・電話による三者通訳サービスの活用</li> <li>・外国人のための行政書士相談（月1回）の実施（無料）</li> <li>・児童相談等の各種相談時の多言語対応及びチラシ・パンフレット等の多言語化</li> </ul>



▶三者通訳タブレットの活用

## ■ 日本語の習得に関する環境整備

- ・日本語教室※に対する補助金交付による運営支援
- ・日本語ボランティア養成講座の実施（鈴鹿国際交流協会）



▶日本語教室



▶日本語ボランティア養成講座

## ■ 通訳の充実

- ・ポルトガル語及びスペイン語の通訳職員の配置
- ・外国人観光客、留学生等からの119番通報対応と災害現場での円滑な対応を目的とした三者間同時通訳サービスの活用
- ・通訳などの外国人支援ボランティアのネットワークづくり（鈴鹿国際交流協会）



▶119番多言語通報訓練

## イ 生活支援

### ■ 教育環境の充実

- ・各小中学校での国際教室と在籍学級との連携によるJSL児童生徒※（日本語が第二言語である児童生徒）にとってわかりやすい授業づくり
- ・母語支援の必要な外国人児童生徒※等に対する支援員の派遣
- ・国際教室の担当者によるネットワーク会議等における研修の実施
- ・外国語の絵本及び一般書の配置による外国人市民の図書館利用の促進



▶留学生による図書館見学

### ■ 居住環境の改善

- ・多言語による市営住宅入居申込の案内と市営住宅入居募集における抽選会の実施
- ・三重県居住支援連絡会の構成団体として、民間賃貸住宅相談会の開催など「あんしん賃貸支援事業」を実施

### ■ 就労環境の改善・就業機会の確保

- ・日系人就労準備研修に係る会場確保の支援並びに外国人技能実習制度で滞在する外国人技能実習生に対する消防や防災、ごみの出し方、生活マナー及び鈴鹿市の産業に関する講習の実施

### ■ 医療、保健（陰）・福祉の情報提供の充実

- ・各種制度のしおりや申請書等の多言語化
- ・障害福祉サービス、国民年金、国民健康保険、医療費助成等に係る案内文書の多言語化
- ・母子健康手帳の多言語化及び1歳6か月児健康診査等における通訳の配置
- ・がん検診無料クーポン券事業、歯周病検診事業に係る個人宛通知の多言語化

### ■ 防災対策の推進

- ・防災マップ、避難所案内看板の多言語化
- ・「避難所で使える外国語表示シート集」の作成及び避難所開設袋（避難所派遣職員が各避難所へ持参）への装備
- ・大規模災害時における外国人への広報活動等に関する公益社団法人青年海外協力協会との協定締結（2013（平成25）年4月）

## ウ 多文化共生の地域づくり

### ■ 人権尊重の意識の高揚

- ・各種イベントにおけるパネル展示等による啓発事業の実施
- ・多文化共生に関する記事の「広報すずか」情報館への掲載

### ■ 地域住民の意識の高揚

- ・公民館出前講座等の実施
- ・異文化理解を促進するための講座等の実施（鈴鹿国際交流協会）



▶公民館出前講座  
「ブラジルってどんな国」



▶国際理解セミナー  
「ムスリムの日常」

## ■ 交流活動の充実

- ・「国際交流フェスタわいわい春まつり」の実施（鈴鹿国際交流協会）



▶わいわい春まつり（弁天山公園）



▶わいわい春まつり  
(イセのサンケイホール)

## ■ 外国人市民の意見把握

- ・指針進捗状況及び外国人市民の現状や課題を把握するためのアンケート調査の実施

## (2) 外国人集住都市会議を通じての取組

外国人集住都市会議は、1990（平成2）年の入管法の改正を契機とし、南米の日系人を中心に外国人が急増し、地域における「生活者」として外国人の就労、教育等に関する課題が顕在化したことを受け、2001（平成13）年、静岡県浜松市の呼びかけにより設立されました。

当会議による主な取組は、会員都市間における外国人施策に関する意見交換と情報共有、課題解消に向けた調査研究及び国等への外国人施策に関する提言であり、これらの取組を通じて、2009（平成21）年1月には内閣府に定住外国人施策推進室が設置され、2012（平成24）年7月には外国人住民に係る住民基本台帳※制度が施行（外国人登録制度※の廃止）されるなど、一定の成果を挙げています。

本市は、当会議の設立当初から参画し、近年においては、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度に当会議の座長を務め、2021（令和3）年4月には、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により地方自治体や医療機関が抱える課題の改善に向け、会員都市の意見等を集約した「提言書」を出入国在留管理庁と厚生労働省に提出しました。

また、2022（令和4）年1月には、「外国人集住都市会議 SUZUKA2021」を開催し、地方が直面する課題の解決に向けた関係省庁への提言として「SUZUKA宣言」を行いました。



▶コロナに関する提言  
(厚生労働省)



▶外国人集住都市会議 SUZUKA2021  
SUZUKA宣言

### (3) 国際理解の促進に向けた取組

本市では、1990（平成2）年における入管法の改正以降、外国人市民が急激に増加し、地域においては、外国人市民による「ごみの出し方」や「夜間の騒音」など、文化、習慣及びことばの違いから様々な課題が生じる中、日本語教室などのボランティア団体の活躍や、外国人市民を支援するNPOが設立されるなど、市民レベルでの多文化共生に向けた取組が進みました。

これらの取組は、単に外国人市民の定住生活を支援するばかりでなく、多文化共生の推進の根本となる「外国人市民と日本人市民が互いの文化や習慣などを理解し尊重すること」、つまり「国際理解」にも通じており、本市ではこうした取組が土台となり、これに行政や鈴鹿国際交流協会が連携し、市民の国際理解に対する意識が醸成されてきました。

このような市民の国際理解の促進に向けた取組は、現状においても、行政による地域での啓発活動をはじめ、日本語ボランティアによる日本語教室の運営、外国人市民の居住地区での外国人市民と日本人市民の交流の場の創出、さらには鈴鹿国際交流協会による「国際交流フェスタわいわい春まつり」や国際理解講座等が活発に展開されており、今後もそれぞれの担い手が連携し、国際理解に向けた取組を維持するとともに、更にその充実化を図っていく必要があります。

また、本市においては、多文化共生の推進を念頭にした友好都市との交流事業にも取り組んでいます。

1990（平成2）年5月にフランス共和国のル・マン市※と「友好協力協定」を結び、主に文化及びスポーツを通じて友好関係を深めるとともに、2013（平成25）年には、本市がミャンマーの第三国定住難民受入事業※を進めていることをきっかけとし、同市及びスウェーデン王国のユースダール市の三都市間で「地域共生と世界平和に関する共同宣言」を行いました。



▶ル・マン市との共同宣言



▶地域共生と世界平和に関する共同宣言

また、1991（平成3）年8月、アメリカ合衆国オハイオ州ベルフォンテン市※と「友好協定」を結び、これまでの間、青少年相互交流を主要事業として取り組み、本市の多くの青少年が異文化に触れるとともに、ベルフォンテン市から青少年を受け入れる際には、市内の小・中学校での交流事業やホームステイなどによる市民レベルでの交流が進むなど、国際感覚の豊かな人材育成と国際理解の促進に取り組んでいます。



►ベルフォンテン市との  
友好協定締結30周年記念式典



►ベルフォンテン市との  
青少年相互交流事業

#### (4) 指針による取組の評価

本市は、2011（平成23）年3月に指針を策定し、外国人市民への多岐にわたる情報や行政サービスの提供、多文化共生の地域づくりのための啓発事業など、本市における多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

指針については、策定から5年が経過した2016（平成28）年、指針の検討委員会委員長であった名城大学外国語学部アーナンダ・クマーラ学部長（当時）にその見直しの必要性等に関する検証を依頼し、「鈴鹿市における外国人を取り巻く状況や同指針の進捗状況を検証した結果、現時点での指針の見直しは要しない」との評価を受けました。

このようなことから、それ以降においても指針に掲げる施策を継続的に推進するとともに、外国人市民の多国籍化に対応するための措置など、国の動向や本市における状況の変化の把握に努めながら、必要に応じた柔軟な対応を図ってきました。

また、友好都市などの国際交流事業をはじめ、外国人市民と日本人市民の交流イベントの実施、さらには市民の国際貢献活動に対する関心が深められる環境づくりを図り、市民の多様な文化や価値観への理解の促進にも努めてきました。

このような多文化共生社会の実現に向けた取組は、行政だけでなく、公益財団法人鈴鹿国際交流協会などの関係団体、市民、ボランティアやNPOなどの地域活動団体、さらには事業所など、様々な担い手がそれぞれの役割を着実に果たしてきたことによって推進できたものであり、このことによって市民の多文化共生に対する意識の向上が図られました。

本市では、指針の策定と時を同じくして「第三国定住難民」を受け入れました。

地域での難民家族の受入れは、国際関係機関から一定の評価を受けており、就労先である事業者をはじめとし、保育所、小中学校、地域の住民などによって連携した取組ができたことは、市民一人ひとりの多文化共生に対する意識や異文化理解が高まる大きな機会となりました。



▶日本語サロン「おいん」



▶夏休みの学習支援



▶鈴鹿市社会福祉協議会  
鈴とも「教えて消防士さん」



▶フィリピン人コミュニティ Mifilco  
海岸清掃ボランティア



▶国際理解講座  
「ブラジルのクリスマス料理講座」



▶株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
「外国人市民向けお仕事説明会」

本市は、指針策定以降、多文化共生につながる様々な取組を総合的に進め、多文化共生社会の実現に一定の成果が得られました。

しかしながら、近年は、国による在留資格に関する制度の改変も相まって、本市においてもアジア圏からの外国人によって「人口の増加」と「多国籍化」が顕著となっており、多文化共生の推進に新たな局面を迎えようとしている中、本市における多文化共生社会の実現に向けて、次のとおり4つの課題が浮かび上がります。

#### ■ 課題1

##### 外国人人口の増加と多国籍化を踏まえた多言語による情報発信と相談体制の構築

多国籍化が進む中、外国人市民に対する情報発信や相談体制における多言語化への対応は引き続き重要であり、やさしい日本語の効果的な活用も着実に図りながら、外国人市民が地域において生活を送る上で必要な行政情報や生活情報を確実に届ける手段を拡充する必要があります。

#### ■ 課題2

##### 大規模な災害発生時における外国人市民に対する情報発信と支援体制の整備

大規模災害の発生を想定した場合、課題1の外国人市民に対する多言語による情報発信においては、災害発生時における多言語での情報発信など、外国人市民の安全・安心につながる支援体制の構築が急務となっています。

#### ■ 課題3

##### 外国人市民の就労や地域での安定的な生活の確保に向けた日本語習得環境の拡充

今後は外国人材の受入れがますます活発化することが想定され、外国人市民が就労においても、地域での「生活者」としても、日本語の習得が外国人市民の安定的な生活の確保にとって重要であることから、地域における日本語教室など日本語を学ぶことができる環境を拡充しなければなりません。

#### ■ 課題4

##### 外国人市民及び日本人市民の多文化共生に対する意識の共有化

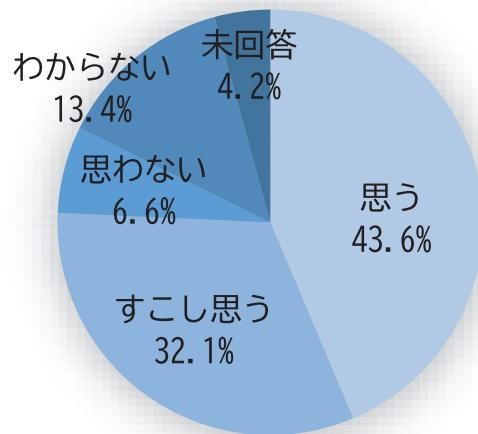
多文化共生の地域づくりに向けては、市民の多文化共生に対する意識の醸成を図る取組として、これまで地域において出前講座を実施するなど様々な取組を推進し

てきました。

しかしながら、鈴鹿市の多文化共生に関するアンケート調査の結果から、日本人市民の「多文化共生社会の実現」に関する回答として、肯定的な意見（「実現している」、「どちらかといえば実現している」の合計）は約 21.1% と低調なものとなりました。この結果は、外国人市民の回答結果（75.7%）と比較して極めて低く、外国人市民と日本人市民の多文化共生に対する意識に大きな違いが見られることから、日本人市民への多文化共生に対する意識を醸成し、外国人市民と日本人市民双方の多文化共生に対する意識の共有化を図っていくことが課題となっています。

今後は、更に効果的な啓発手法を検討するとともに、外国人市民と日本人市民の交流機会の確保や、外国人市民が地域社会の構成員として地域づくりに参画し、活躍できる環境を整えていかなければなりません。

【再掲】図表 18 鈴鹿市は『多文化共生社会』になっているか  
«外国人の回答»



【再掲】図表 26 『多文化共生社会』は実現しているか  
«日本人の回答»

